

医療法人原会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間

2.内 容

目標 1:期間内に男性職員の育児休業の取得率を 90%以上に向上させ、それを維持する。

〈対策〉

- ・令和 8 年 4 月～ 取得促進のため取得した事例の紹介、社会保険労務士による制度説明や資料作成など積極的な啓発活動を実施する。
- ・令和 10 年 4 月～ 取得における課題の聴取を行い、また相談会等も開催し、聴取結果、相談内容を検証したうえで改善に向けた対策を実施する。

目標 2:期間内に全職員(職種に関わらず)一人当たり所定外労働時間を 10%削減する。

〈対策〉

- ・令和 8 年 4 月～ 管理職を対象とした労働への意識改革、及び業務の効率化に繋がる労務管理の研修を定期的に実施する。
- ・令和 10 年 4 月～ 各部署、職種ごとに残業が発生する要因を分析、課題となる事象を検証、分析したうえで対策案を策定し実施する。